

自分らしく、しなやかに生きよう

G-NET じーねっと しが

滋賀県男女共同参画情報誌 **VOL.10** 2007 春号



新しい私へ。

「特集」仕事と暮らしのグッド・バランス 働き方を変えよう

男女がともに家庭参画できる働き方へ
グッド・バランスな働き方に向けて、新しい試みが始まっています

インタビュー 前田信彦さん(立命館大学産業社会学部教授)

「G-NETしが」通信

- ・図書・資料室から
- ・男女共同参画相談室から
- ・番組・講演会のお知らせ



〒523-0891
滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4
TEL.0748-37-3751
FAX.0748-37-5770

E-mail.
g-net@mx.biwa.ne.jp

ホームページ
http://www.pref.shiga.jp/c/g-net/

【開所時間】午前9時～午後9時

【休館日】月曜日・祝休日の翌日・
年末年始・施設点検日



JR近江八幡駅下車南口より500m(徒歩10分)
または近江八幡駅南口から近江バス
『男女共同参画センター』下車

「G-NETしが」とは…

滋賀県立男女共同参画センターの愛称で、「Gender・Networkしが」の略。ジェンダー問題を見据えて男女共同参画のネットワークを広げようという思いをこめたものです。

G-NETしが

滋賀県男女共同参画情報誌
VOL.10 2007春号

発行日/平成19年2月28日

編集・発行/滋賀県立男女共同参画センター

企画・編集/株式会社高速オフセット

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

特別テレビ番組

企業トップリレートーク 多様な人材・働き方を 企業の活力に!

BBCびわ湖放送

3月17日(土) 21:00~21:30 (30分番組)

再放送 3月18日(日) 18:00~18:30

女性の人材活用、働く環境づくりに積極的に取り組む県内企業を紹介します。

コメンテーター

中村艶子さん

(同志社大学言語文化教育研究センター助教授)



(株) 滋賀銀行

職域拡大・再雇用
人材育成・活用



(株) 平和堂

人材育成・活用
仕事と家庭の両立支援



(株) たねや

仕事と家庭の両立支援



公開講演会のお知らせ

男女がともに個性と能力を発揮できる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現をめざし、広く学習の機会を提供します。



- 日時 平成19年6月16日(土) 13時30分～
- 講師 大八木淳史さん
(元ラグビー日本代表・京都市社会教育委員)
- テーマ 「映画『ダブルシフト』とラグーマンの子育てトーク」(仮題)

タクシードライバーのヨーナスは、ある日、妻から育児のバトンタッチを宣言されます。タクシーと育児のダブルシフトでこの苦境を乗り切ろうとしますが、ある日とんでもない事件が…。ヨーロッパで大ヒットした映画「ダブルシフトーパパの子育て奮闘記」と、元ラグビー日本代表の大八木さんのトークで、子育てについて、考えてみませんか。



働き方を変えよう

仕事の自分も、私生活の自分も、どちらも充実させたい！
仕事と私生活の調和のとれたグッド・バランスな人生を志向する人が増えています。
それに対応して企業などの組織も、新しい働き方を模索し始めました。
仕事中心の社会から、仕事と家庭生活を両立できる社会へ。
私たちのライフスタイルを変えていくには、どんなことが必要か？
県内の事業所のレポートと専門家へのインタビューで、
働き方を見つめ直すヒントを探ります。

ファミリーフレンドリー企業の実践

男女がともに家庭参画できる働き方へ

2003年施行の「次世代育成支援対策推進法」に対応して、仕事と家庭生活を両立できる職場づくりが各企業で進められています。特にこれからの課題は、男性社員の家庭への参画。ファミリーフレンドリー企業表彰「滋賀労働局長賞を受賞した企業を訪ね、取り組みの現状と課題を聞きました。」



夫婦で子育てに励む奥川夏弥さん

業務改善で 休暇を取りやすい 職場づくり

「分娩室で妻の手を握りしめて、子どもが出てきた時はもう感動！ その体験があるから、今、子どもに自然に愛情がわきます」

菱琵テクノの総務営業部の奥川夏弥さんは、一昨年、配偶者出産休暇を取って出産に立ち会いました。そこで味わった感動がその後の育児参加につながっていると、言います。

配偶者出産休暇は、労働基準法で定められた年次有給休暇以外の休暇として、配偶者の出産の際に男性労働者に与えられる休暇。現在、この制度を設けている

配偶者出産休暇の利用率100%

事業所は33・1%にしかすぎませんが平成14年度女性雇用管理基本調査より、同社では有給で2日間取得でき、利用率100%と、休みを取るのあたりまえになっています。

育児休業について言えば、男性の取得者はまだ少ないものの、女性社員で出産した人は全員が取得し、復職しています。その他、仕事と家庭生活の両立のための制度として、半日有給休暇制度(パート社員、定年退職後の再雇用者も対象)やフレックスタイム制度も早くから導入してきました。

中堅企業こそ積極的に取り組むべき

家庭生活と両立しやすい働き方を実現している背景には、独自の業務改善活動「DDK(誰でもできる活動)」があります。これは、従来、個人の経験やカンで進めていた業務のやり方を見直して、誰にでもできるように変え、おたがいに助け合っていることができる体制をつくるというものです。この7年間、社員全員の参加で取り組み、これまでベテランにしかできないと思われてきた作業を、新人やパート社員でも担えるようになりました。もともとは労務「コスト削減をねらった活動でしたが、結果として、これが休暇を取りやすい職場づくりにつながったのです。



総務営業部長の柴田敬一さん

菱琵テクノ株式会社 (虎姫町)

平成18年度 滋賀労働局長賞受賞

「この手の作業が男性社員に集中してしまいますから、男性が育児休業を取ろうと思っても、代替要員が見つからないのが頭の痛いところ。今後、そのノウハウを周りの社員に少しずつ伝承していかねばなりません」と、総務営業部長の柴田敬一さん。

同社のような中堅企業の場合、ともすれば日々の営業活動に追われ、両立支援の取り組みは後回しになりがちです。しかし、社長の齋藤稔さんは、中堅企業だからこそ前向きに取り組むべきと言います。

「社員数が増えたり減ったりと少ないので、優秀な人材に辞められると困るのです。大手企業以上に積極的に人材を確保し、確保した人たちに長く勤めていただける職場づくりをしていかなければ、これからの人材不足の時代を乗り切っていけません」



社長の齋藤稔さん



「巻紙分析」で事務作業を見直し。大きな紙に実物の帳票を張りつけて、作業の流れを目に見えるようにして分析する

関西日本電気株式会社 (大津市)

平成13年度 滋賀労働局長賞受賞

NEC関西のファミリーフレンドリー休暇制度

- 1 医療・看護(本人の傷病の治療・療養、家族の傷病の看護)
- 2 配偶者の出産
- 3 疾病予防(本人および家族のための健康診断、各種検査、予防接種、人間ドックなど)
- 4 家族の介護
- 5 学校行事関係
- 6 ボランティア (社会福祉、教育、環境、災害支援、地域)



総務部チームマネージャーの稲田昭広さん

多様な制度で柔軟な働き方を実現

過去に男性管理職が介護休業を取得した実績がある関西日本電気(NEC関西)。仕事と家庭生活を両立するための多様な制度を設け、柔軟な働き方を実現しています。

ユークなのが、「ファミリーフレンドリー休暇制度」。通常の年次有給休暇とは別に、配偶者の出産、子どもの学校行事、家族の介護、地域活動など、家庭や地域に参画するために活用できる休暇が設けられていて、年に5日、有給で取得できます。

「男性は、一斉清掃活動など地域活動のために、女性は子育てのために取得されるケースが多いですね。子どもが二人いる方



総務部主任の吉田充利さん

こうした休暇制度を利用して一定の家庭参画ができていくもの、男性社員が育児休業を取得した例はまだありません。

「やはり一年以上も会社を離れるという、多くの男性は抵抗を感じるようです。2週間とか1カ月とか、短期に分割して取れる制度になれば、利用が増えるのではないのでしょうか」と、総務部チームマネージャーの稲田昭広さん。社員の現実的なニーズに添って、制度をさらに充実させていきたい考えです。

ヨーロッパで広がっている
長期休暇制度

今、ワークライフバランス(仕事と私生活の調和)は世界共通のテーマです。かつては、労働時間が長いために私生活が充実しないというのは、日本特有の状況とされていました。ところが、実はアメリカやイギリス、ヨーロッパ諸国でも、長時間労働による働く人たちの負担が問題になっていて、各国でワークライフバランスの実現に向けた新しい政策が打ち出され始めています。

こうした先進的な取り組みに学ぶことが、日本のこれからの展開を考えるうえで、ひとつのヒントになるだろうと思います。

近年、ヨーロッパで広がっているのが、高齢化で職業生涯が長くなる中で、職業キャリアをいったん中断しようという長期休暇制度の導入です。一例として、ベルギーの「タイムクレジット制度」を紹介しましょう。

これは「雇用と生活の質の調和に関する法」によって導入された制度で、2002年から従業員10人以上の民間企業に適用されています。育児休業・介護休業とは別途に、次の3つの権利が労働者に与えられています。

- (1)完全休業(3カ月~1年)
- (2)5分の4の労働時間への短縮
- (3)60歳以上の高齢労働者に対する労働時間の短縮

(1)の完全休業は、最長で1年取得でき、5回まで申請が可能なので、職業生涯の間で計5年間休めます。休業中は、完全休業で在職年数が5年以上の場合、最大で月額526.12ユーロ(約6万7343円)の手

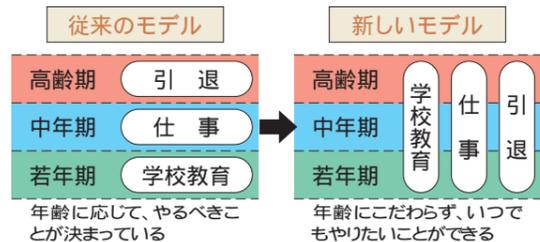
当が国から支給されます。そして解雇からも保護されます。

働く人の多様な
ライフスタイルに
タイムクレジット制度で注目されるのは、育児や介護といった、扶養する家族を前提としない休暇であることです。旅行してもいいし、職業訓練のために学校に行き直してもいい。家族的責任から出発している日本のワークライフバランス政策とは大きく異なっています。その背景には、新しいライフコースモデルをつくりだそうという発想があります。

従来のモデルは、若年期は学校教育、中年期は仕事、高齢期は引退と、年齢に応じてやるべきことが決まっています。これに対して、特定の年齢に組み

従来のモデルは、若年期は学校教育、中年期は仕事、高齢期は引退と、年齢に応じてやるべきことが決まっています。これに対して、特定の年齢に組み

ヨーロッパで提案されている新しいライフコースモデル



込むのではなく、若年期にボランティア活動、中年期に一時的な引退(キャリア中断)があり、また高齢期に学校教育や職業訓練の機会があるというのが新しいモデルです。働く人たちの多様なライフスタイルに合わせて、生涯にわたって労働時間の配分を設計し直そうという考え方です。

現在はライフスタイルが多様化しています。子どものいる人も、いない人も、一生シングルで通す人も、晩婚の人も、高年齢で出産する人も、若い時に出産する人も、さまざまな生き方があります。日本でも、子育て期など特定の期間だけに焦点を当てるのではなく、職業生涯全体を見通したワークライフバランスを考えることが重要だと思います。

それが、すべての働く人たちが充実して働くためのキーポイントになるし、長い目で見れば企業の生産性にもプラスになるはずだ。

前田信彦さん

立命館大学
産業社会学部教授

上智大学大学院博士後期課程(社会学)修了。日本労働研究機構研究員を経て、2001年より立命館大学産業社会学部助教授。現在、同大学産業社会学部教授。主著に『仕事と家庭生活の調和 日本・オランダ・アメリカの国際比較』『アクティブ・エイジングの社会学 高齢者・仕事・ネットワーク』など。

今後、私たちがグッド・バランスな生き方を実現していくには、どんな視点が必要？ 多様な働き方について国際比較研究を続けている前田信彦さんに聞きました。

職業生涯を見通したワークライフバランスを



テレワーク

近江八幡市役所

魅力的なライフスタイルを見出すために

電話や情報通信ネットワークを利用して、オフィス以外の場所で働くテレワーク。通勤にかかる時間がなくなり、家族とふれあう時間が増えるなど、仕事と家庭生活を両立させやすい働き方として注目されています。

近江八幡市役所では、今後、市内でテレワークを推進していくため、まず市職員が体験して効果や改善点を探ろうと、2005年から試験的にテレワーク勤務を実施しています。自宅を勤務場所として、市のイントラネット回線とつながった専用パソコンを配置、通常

勤務と同じ午前8時30分~午後5時15分の間、必要に応じて電話やEメールで市役所とやりとりしながら、在宅で仕事をします。

昨年8月から今年1月まで、週1回のテレワークを体験した奥川潤さん(文化政策部秘書広報課)は、感想をこう語ります。

「来客や電話の応対がないので、じっくりと仕事ができます。子どもの夏休み中には、宿題などを同じ部屋でしているの、勤務時間中は話さなくてもいい空間にいることで安心感があり、心の余裕ができましたね。」

これまで12人の職員が試行した中で、「個人



総務部総務課
課長補佐兼人事係長
江南仁一郎さん

情報を扱う業務には適さない」「独りで仕事する孤独感に対するケアが必要」などの課題も明らかになってきました。それらをふまえて人事担当の江南仁一郎さんは話します。

「今後も在宅勤務の取り組みは多方面で広がりを見せると思われ、そこでテレワークでどんな魅力的なライフスタイルを創造できるかを見出していきたいです。」



在宅勤務者に指示を出す市役所の職員



企業内保育所

たねやグループ(愛荘町)

「次世代育成は会社の責任」という考えから

職場の近くに、安心して子どもを預けられる場所があったら。働く親たちのニーズに応じて、企業が事業所内や隣接した建物に保育施設をつくる試みが広がっています。

和洋菓子製造販売のたねやグループでは、2004年、愛荘町への工場新築・本部移転に伴い、企業内保育所「おにぎり保育園」を開



おにぎり保育園園長
池本加奈さん

園しました。対象はパートも含むグループの社員。同じ敷地内にある本部と工場のほか、近くの店舗の社員も利用しています。

「社員としては苦勞して保育所を探す必要がなく、しかも職場の近くなので安心して預けられます。お子さんの体調が悪くなったら、すぐ駆けつけて早退できるように配慮しています」と、広報課課長の大村真智子さん。

この保育園ができたことで、以前に仕事と子育ての両立が難しくなっていた退職したベテランOBの復帰も増えてきています。

地域貢献を旨とするたねやらしく、保育環境も充実しています。建物は天然材の木造りで、広々とした園庭には果樹林も。給食は、食育を考えて旬の素材を使った和食を提供。

「採算だけでしたら、企業としてはマイナ



スでも、次世代育成は会社の責任という考えで子どもたちの未来をつくることをプラスととらえて、手作りの温もりのある保育を追求しています。」と、園長の池本加奈さん。

この保育園に子どもを通して、たねやに就職を希望する人も現れていて、人材の確保にも大きく役立っています。

グッド・バランスな働き方に向けて、新しい試みが始まっています

仕事と家庭生活の調和のとれた働き方を実現するには、発想を変えて、新しいシステムをつくり出していくことが必要。県内で始まっている先進的な取り組みをレポートします。

あなたはできるオトコか？

働きざかりの男性のためのリーフレットが完成しました

男女共同参画社会の実現には、女性のみならず男性の家庭・地域への参画が欠かせません。労働時間に生活の多くを割かれている、いわゆる『働きざかり』の男性が家庭や地域社会へ参画するには？ そのヒントをつかんでいただくために、このリーフレットを作成しました。「できるオトコの生き方」再考に、ぜひご利用ください。



いまだきキーワード 次の言葉、説明できますか？

ちょいモテ男パパ

お父さん・お母さん休暇

ダウンシフター

答えはリーフレットに！

チャレンジしたい女性のための情報発信サイト

チャレンジサイトしが <http://www.pref.shiga.jp/c/challenge/>

「チャレンジサイトしが」は、さまざまな分野で能力を発揮したい女性が必要な情報を効率的に手に入れられる総合情報サイトです。

おすすめコンテンツ

講座・イベント
カレンダー

県内の各機関で催される、再就職、起業、NPO活動、ボランティア活動に役立つ講座・セミナー情報をまとめて紹介している便利なページです。



私たちのチャレンジ事例集(活躍している滋賀の女性からの応援メッセージをお届けします。)

働きたい！

岸田千代子さん(株式会社ヒロセ 代表取締役社長)
ハローワークの紹介で入社し、一社員から、代表取締役社長に就任。



キャリアアップ・学習したい！

増子英理さん(増子飯金工業所)
結婚を機に出会った板金業で技術を磨き、女性では県下初の建築板金1級技能士に。



起業したい！

吉坂孝さん(有限会社くいち本舗 代表取締役社長)
商工会女性部から独立し、有志で会社設立。特産品づくりを通じて地域活性化に貢献。



地域で活躍したい！

鹿田由香さん(滋賀子育てネットワーク 代表)
子育てサークルをネットワーク化し、育児環境の改善と社会全体の意識改革に貢献。



農業分野で活躍したい！

古株明子さん(有限会社古株牧場 取締役)
結婚を機に酪農業を学び、乳製品加工で事業を拡大。観光と交流の拠点として牧場の一角にお店を開業。



滋賀県立男女共同参画センター ギャラリーで個展を開きませんか

絵画(日本画・洋画・スケッチ)、書、写真、版画、パッチワーク、ツールペイント...

グループ展、個展にどうぞご利用ください。



利用料金 1日4000円
休館日 月曜日と休日の翌日
(月曜日が休日の場合はその翌日)

お問い合わせは、滋賀県立男女共同参画センターまで。
(3カ月前から予約受付可能)

図書・資料室から

図書・資料室では、男女共同参画に関する本を中心に、家族、健康、子育て、仕事、生活、高齢社会など、幅広いジャンルの約6万冊をそろえています。毎週木曜日は「本の日」として夜8:30まで開室、古い雑誌を無料で提供する「ひとはこりサイクル」も行っています。仕事帰りにも寄ってみてください。スタッフがあなたに必要な情報を探すお手伝いをさせていただきます。

〔利用時間〕 9時00分～17時00分
(木曜～20時30分)
〔貸し出し〕 本は1人5冊まで(3週間)
ビデオは1人2本まで(1週間)
〔休室日〕 月曜日・祝休日の翌日・
年末年始・施設点検日・図書整理日

おすすめBOOKS

『「パパ権」宣言！
お父さんだって子育てしたい』
川端裕人・岸裕司・汐見稔幸 / 著
大月書店 / 2006年刊



『子育てパパになろう！
パパの育児参加応援コミック』
伊藤かこ他 / 著
あおば出版 / 2006年刊



『おとうさんはウルトラマン
おとうさんの育自書』
宮西達也 / 著
学習研究社 / 2005年刊



『働きざかり 男が介護するとき』
藤本文朗・津止正敏 / 編
文理閣 / 2003年刊



男女共同参画相談室から

「女(男)だからダメと機会を与えられない」「女(男)のくせにと差別された」といった性別による差別的取扱いや、DV(配偶者や恋人からの暴力)、セクシュアル・ハラスメントなどについて相談をお受けします。あなたの悩みをいっしょに考えます。

紙上相談

Q 育児休業を取って6カ月になります。先日、上司から「業務が忙しくなってきたため復帰してもらえないか？」と言われました。私がいまいに返事をしていると、「君の分まで他の人が頑張っているのを申し訳ないとは思わないのか？」と言われ、暗に退職をほめられました。その夜、私は子どもの寝顔を見ながら『母親が必要な時に私はこの子に何もしてあげられないのか』と悲しくなりました。職を失うことはできないという経済的な事情もあります。どうすればいいのでしょうか？

A 子どもさんといっしょな時間を過ごしてこられたんですね。その時間がもうそんなに長く持たないと思うのは悲しいことですね。

育児・介護休業法では、ご相談ケースについては、労使の話し合いにより育児休業を終了させる特段の合意がない限り育児休業は終了しませんし、育児休業したことを理由として解雇その他不利益取扱いをすることも禁止されています。育児休業はパートナーもとることができます。まず、あなたがどのようにしていきたいのかを考えてみましょう。また、あなた自身の生き方を、まず、お考えになり、そこをベースにして、社会や子どもとの関わりを整理してみたいかがでしょうか。

仕事と育児の両立支援体制もできつつあります。復帰するまでの期間、情報収集されてはいかがですか？

男女共同参画相談室

ミナ ハナサク
相談専用電話 0748-37-8739

総合相談(電話・面接)

火・水・金・土・日曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
木曜日 9:00～12:00 17:00～20:30

男女雇用機会均等、職場でのセクハラ、
育児・介護休業等に関する相談窓口

滋賀労働局雇用均等室(大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階)

電話 077-523-1190 月～金曜日 8:30～17:15

法的トラブルの紛糾解決に役立つ情報や、
法律サービスを提供する相談窓口の情報を無料で提供

法テラス コールセンター

(一般相談)電話 0570-078374 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00
(犯罪被害者相談)電話 0570-079714